

住宅用家屋証明書申請書

租税特別措置法施行令

(イ) 第41条
特定認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅以外
(a) 新築されたもの
(b) 建築後使用されたことのないもの
特定認定長期優良住宅
(c) 新築されたもの
(d) 建築後使用されたことのないもの
認定低炭素住宅
(e) 新築されたもの
(f) 建築後使用されたことのないもの

(ロ) 第42条第1項 (建築後使用されたことのあるもの)
(a) 第42条の2の2に規定する特定の増改築等がされた家屋で宅地建物取引業者から取得したもの
(b) (a) 以外

(ハ) 第42条の2の3 (住宅取得資金の貸付け等に係る抵当権の設定登記)

の規定に基づき、下記の家屋がこれに該当するものである旨の証明の申請をします。

令和 〇年 〇月 〇日

富田林市長 様

申請者 住所 〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

氏名 〇〇 〇〇

代理人

住所

代理申請の場合、記入してください

氏名

家屋の所在地	富田林市〇〇町〇丁目〇番地		
申請者の住所	〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号		
申請者の氏名	〇〇 〇〇		
申請者の居住状況	(1) 入居済 (2) 入居予定		
建築年月日	昭和・平成・令和 〇年 〇月 〇日		
取得年月日	令和 年 月 日		
取得の原因 (移転登記の場合に記入)	(1) 売買 (2) 競落		
床面積 (㎡)	1階 〇〇. 〇〇㎡	1階以外 〇〇. 〇〇㎡	合計 〇〇. 〇〇㎡
構造	(1) 木造 (2) 非木造		
区分建物の耐火性能	(1) 耐火 (2) 準耐火 (3) 低層集合住宅		
家屋番号	〇〇番〇〇		
工事費用の総額 ((ロ) (a) の場合に記入)	円		
売買価格 ((ロ) (a) の場合に記入)	円		

住宅用家屋証明書

- 租税特別措置法施行令
- (イ) 第41条
 - 特定認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅以外
 - (a) 新築されたもの
 - (b) 建築後使用されたことのないもの
 - 特定認定長期優良住宅
 - (c) 新築されたもの
 - (d) 建築後使用されたことのないもの
 - 認定低炭素住宅
 - (e) 新築されたもの
 - (f) 建築後使用されたことのないもの
 - (ロ) 第42条第1項（建築後使用されたことのあるもの）
 - (a) 第42条の2の2に規定する特定の増改築等がされた家屋で宅地建物取引業者から取得したもの
 - (b) (a) 以外
 - (ハ) 第42条の2の3（住宅取得資金の貸付け等に係る抵当権の設定登記）

の規定に基づき、下記の家屋 [令和 ○年 ○月 ○日 { (ハ) 新築 }]

がこの規定に該当するものである旨を証明します。

家屋の所在地	富田林市○○町○丁目○番地		
申請者の住所	○○市○○町○丁目○番○号		
申請者の氏名	○○ ○○		
取得の原因 (移転登記の場合に記入)	(1) 売 買		(2) 競 落
床面積 (㎡)	1階 ○○. ○○㎡	1階以外 ○○. ○○㎡	合計 ○○. ○○㎡
家屋番号	○○番○○		

令和 年 月 日

富 田 林 市 長

申 立 書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

富田林市長 様

所有者 住 所 〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

氏 名 〇〇 〇〇

このたび、私が（**建築**・取得）しました下記の家屋は、現在のところ未入居の状態にありますが、自己の居住の用に供するものに相違ありません。

1 家屋の表示	所在地	富田林市 富田林市〇〇町〇丁目〇番地
	家屋番号	〇〇番〇〇
2 家屋の住居表示	富田林市〇〇町〇丁目〇番〇号	
3 入居予定日	令和 〇年 〇月 〇日	
4 現住家屋の処分方法	賃貸	
5 入居が登記の後になる理由	抵当権設定登記を急ぐため	

なお、現住家屋の処分方法、入居が登記の後になる理由等については、併せて必要書類を提出します。

また、証明書交付後、この申立書に虚偽があることが判明した場合には証明を取り消され、税の追徴を受けても異議ありません。

(申立書記入の注意事項)

1. 現住家屋の処分方法等については、その場合に応じ、次のような書類の提出が必要となります。
 - ① 現住家屋を売却する場合・・・現住家屋の売買契約書、媒介契約書等売却することを証する書類及び証明申請者がその家屋に住んでいることを明らかにする現在の住民票の写し。
 - ② 現住家屋を賃貸する場合・・・現住家屋の賃貸借契約書、媒介契約書等賃貸することを証する書類及び証明申請者がその家屋に住んでいることを明らかにする現在の住民票の写し。
 - ③ 現住家屋が借家・借間・社宅・寄宿舎・寮等の場合・・・証明申請者と家主の間の賃貸借契約書、使用許可証又は家主の証明書等、現住家屋が証明申請者の所有する家屋でないことを証する書類及び証明申請者がその家屋に住んでいることを明らかにする現在の住民票の写し。
 - ④ その他、現住家屋に証明申請者の親族が住む場合等・・・親族からの申立書等現住家屋が今後、証明申請者の居住の用に供されるものではないことを証する書類及び証明申請者がその家屋に住んでいることを明らかにする現在の住民票の写し。

2. 入居が登記の後になる場合は、その理由を具体的に記載し、現住家屋の処分方法が未定である場合には、入居が登記の後になる理由を疎明する次のような書類の提出が必要です。
 - ① 資金を借りるため抵当権設定を急ぐ場合等登記を入居の後に遅らせることのできない場合・・・当該家屋を新築又は取得するための資金の貸し付け等に係る金銭消費貸借契約書又は当該家屋の代金の支払い期日の記載のある売買契約書の写し。
 - ② 前住人が未転出であること、本人又は家族の病気等やむを得ない事情により登記までに入居できない場合・・・前住人と証明申請者又は宅建業者との引き渡し期日の記載のある売買契約書の写し、治療期間が記載された医師の診断書の写し等やむを得ない事情を明らかにする書類。